

第二百一回国会  
総務委員会 議録 第十ニ号

令和二年四月七日(火曜日)  
午前九時開議

## 出席委員

委員長 大口 善徳君

理事 大西 英男君

理事 坂井 学君

理事 中根 一幸君

理事 吉川 元君

理事 井林 辰憲君

理事 池田 佳隆君

理事 金子万寿夫君

理事 木村 次郎君

理事 小林 史明君

理事 斎藤 洋明君

理事 中村 裕之君

理事 藤井比早之君

理事 松野 博一君

理事 勝井 勝也君

理事 高井 崇志君

理事 国重 徹君

理事 池田 尚志君

理事 吉田 真人君

理事 井脇 博之君

理事 古賀 篤君

理事 富樫 博之君

理事 道孝君

理事 将信君

理事 明男君

理事 笹川 博義君

理事 鳩山 泰君

理事 稲坂 二郎君

理事 松野 博一君

理事 山口 泰明君

理事 松井比早之君

理事 木村 次郎君

理事 小林 史明君

理事 斎藤 洋明君

理事 中村 裕之君

理事 藤井比早之君

理事 松野 博一君

理事 山口 泰明君

理事 奥野 総一郎君

理事 重徳 和彦君

理事 西岡 秀子君

理事 森田 俊和君

理事 太田 昌孝君

理事 足立 康史君

理事 初鹿 明博君

同日 同日

総務大臣

総務副大臣

総務大臣政務官

政府参考人(内閣府大臣官房審議官)

政府参考人(内閣府地方創生推進室次長)

政府参考人(内閣府地方創生推進室次長)

政府参考人(内閣府大臣官房審議官)

政府参考人(内閣府大臣官房審議官)

政府参考人(内閣府大臣官房審議官)

政府参考人(内閣府大臣官房審議官)

政府参考人(内閣府大臣官房審議官)

政府参考人(内閣府大臣官房審議官)

政府参考人(内閣府大臣官房審議官)

政府参考人(内閣府大臣官房審議官)

(政府参考人)官房省大臣官房総括審議 前田 一浩君

(政府参考人)官房省自治財政局長 内藤 尚志君

(政府参考人)官房省総合通信基盤局長 吉田 真人君

(政府参考人)官房省統計局長 谷脇 康彦君

(政府参考人)官房省サイバーセキュリティ統括官 佐伯 修司君

(政府参考人)官房省中小企業庁経営支援部長 渡邊 泰文君

(政府参考人)官房省放送協会事務理事 木田 幸紀君

(政府参考人)官房省放送協会理事 松原 洋一君

(政府参考人)官房省放送協会理事 千尋君

(政府参考人)官房省放送協会理事 博人君

(政府参考人)官房省中小企業庁経営支援部長 渡邊 泰文君

(政府参考人)官房省放送協会事務理事 木田 幸紀君

(政府参考人)官房省放送協会理事 松原 洋一君

(政府参考人)官房省放送協会理事 千尋君

(政府参考人)官房省放送協会理事 博人君

(政府参考人)官房省放送協会事務理事 木田 幸紀君

(政府参考人)官房省放送協会理事 松原 洋一君

(政府参考人)官房省放送協会理事 千尋君

(政府参考人)官房省放送協会事務理事 木田 幸紀君

(政府参考人)官房省放送協会理事 松原 洋一君

本日の会議に付した案件  
政府参考人出頭要求に関する件  
参考人出頭要求に関する件  
電波法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)

及び中小企業庁経営支援部長渡邊嘉君の出席を  
求め、説明を聽取いたしたいと存じますが、御異  
議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大口委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○大口委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○大口委員長 これより質疑に入ります。  
質疑の申出がありますので、順次これを許します。  
○小倉委員 小倉将信君です。

○大口委員長 これより質疑に入ります。  
質疑の申出がありますので、順次これを許します。  
○小倉将信君です。

○大口委員長 これまで初めに、昨日、総理が記者会見で、緊急事  
態宣言を発令するという発言がございました。一  
たび緊急事態宣言が発令されれば、より、国民に  
報を伝えて、そして的確にそれぞれの方に行動し  
ていただくことも必要だと思いますし、過度な不  
安を抱いてパニックに陥らないよう、そういう  
情報提供も必要ではないかというふうに思ってい  
ます。

○大口委員長 そこで、携帯、スマホでエリアメールというう  
のがあります。緊急地震速報ですとかあるいは大  
雨のときの避難情報、こういったものをブッシュ  
型で伝えるものでありますけれども、このエリア  
メールを今回の新型コロナ対策にも使えないかと  
いうふうに思いまして調べておりましたところ、  
現状、大手の携帯キャリアの運用規定に記されて  
いるのは、今申し上げた地震のときとかを含めて  
災害のときに限るということになつておられまし  
て、今回の感染症対策には対応していないとい  
うことありました。

○大口委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。  
引き続き、お諮りいたします。  
本案審査のため、本日、政府参考人として内閣  
府大臣官房審議官黒田岳士君、内閣府地方創生推  
進室長長谷川周夫君、総務省大臣官房総括審議  
官前田一浩君、自治財政局長内藤尚志君、情報流  
通行政局長吉田真人君、総合通信基盤局長事務取  
扱谷脇康彦君、統計局長佐伯修司君、サイバーセ  
キュリティ統括官竹内芳明君、厚生労働省大臣官  
房サイバーセキュリティ・情報化審議官椿泰文君

も、テレビをごらんになつてない、新聞をごらんになつてない方でもプッシュ型でお伝えすることができる方法でもありますので、ぜひ、このエリアメールを新型コロナ対策の情報提供にも使えるようにすべきではないかというふうに思いました要請をすべきではないかというふうに思いますけれども、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

○谷脇政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のエリアメールでございますけれど、も、これは、生命にかかる緊急性の高い情報を特定のエリアの対応端末に配信する携帯電話事業者のサービスでございまして、情報を配信する省庁や自治体が携帯電話事業者と契約してこのサービスを利用しておられます。

委員御指摘のとおり、現在、携帯電話事業者が利用規約で定めております具体的な配信可能項目は、主として自然災害に係る生命にかかる緊急性の高い情報でございまして、新型コロナウイルス感染症対策に関する項目が含まれております。けれども、技術的には情報配信は十分可能であるというふうに承知しております。

総務省といたしましては、配信を希望する省庁や自治体から要請があれば、携帯電話事業者に対しまして、速やかに必要な検討を促してまいりたいと考えております。

○小倉委員 どうもありがとうございました。

政府においては内閣官房のコロナ室が中心となるとと思いますし、それぞれの自治体でとすることだと思いますけれども、彼らがそういう要望があると思いますけれども、彼女がそういう要望があつて要請をしたいということであれば、ぜひ総務省としても積極的に動いていただきたい、このように思います。

それでは、法案の審議に移りたいと思います。

今回の電波法の改正は、電波有効利用成長戦略懇談会の令和元年度フォローアップ会合の提言を踏まえて行われているものと承知しております。その中身は、主に、技術基準に適合しない機器の

流通を抑制することと、ダイナミック周波数共用システムの運用を実用化していくことあります。

技術基準適合、いわゆる技適については、昨年の電波法改正でも触れられております。国際的な標準規格に基づいて製造された無線機器を、実験目的での利用であれば、技適を取得しなくても日本国内で利用できるという、規制緩和に主眼を置いたものがありました。

そうした規制緩和の前提は、技適を取得していない機器、つまり潜りの無線機器が安易に国内に流通するのを防いで、不届き者が得をしない仕組みにしていくことあります。その意味では、今回規制強化は妥当なものと評価できるのではないか。

もう一つの、ダイナミック周波数共用システム運用の実用化についてでありますけれども、5Gが導入されてソサエティー・オ・に向かう動きが加速化する中、有限希少な国民共有的財産である電波のさらなる有効活用は喫緊の課題だと思っております。

したがって、総論としてはダイナミック周波数共用システムに賛成ですが、関連資料を読む限りは、どこに使われていない電波が存在して、果たして誰がその電波を使いたいと思っているのか、いまいちイメージが湧きません。

まずは、どのような運用を想定しているのか、具体的に教えてください。

○谷脇政府参考人 お答え申し上げます。

5G等の需要拡大が期待される中、さらなる周波数の確保が必要となつておりますことから、総務省におきましては、異なる無線システム間において、地理的あるいは時間的に、柔軟で動的に周波数を共用できるようにするための調査、実証を昨年度から実施をしてまいりました。

携帯電話事業者からの要望も踏まえまして、具体的には、まず、二・三ギガヘルツ帯における放送事業者の番組中継用回線と携帯電話システムとの間のダイナミックな周波数共用の運用調整ル

ル等の検討を進めているところでございます。ダイナミックな周波数共用の仕組みを導入することで、例えば、マラソンなどのイベント中継がないときには携帯電話が使用することが可能となるなど、有限希少な電波資源の効率的な利用が実現することが期待されるところでございます。

○小倉委員 どうもありがとうございます。

どこにニーズがあるかというと、谷脇さんがおっしゃったように、マラソン大会とかあるいはゴルフの大会、そういう野外で広範囲に何かスポーツ大会が行われて、その中継をするときにやはりたくさん無線を食う、そのための空き容量を今放送事業者が用意しているのを、やらないときは使えるのではないか、そこを、5Gを始めとして、これからたくさん使うことになる携帯電話

いです。

、このようなふうに私も理解をさせていただきました。

そういう意味では、このダイナミック共用システムの運用につきましては、実際に運用を行うAIRIBと言われている電波有効利用促進センターという指定法人、社団法人が担うことになつておられます。その運営費は、一般的の電波利用料ではなくて共用システムの利用料で賄われることになつておられます。そのため、そこが鍵になると思います。そして、RIBと申しますが、これが運営費は、一般的の電波利用料ではなくて共用システムの利用料で賄われることになつておられます。そのため、同センターに新規業務がこの法改正によって加わりますまでに、どの程度の、今おつしやったようなニーズがあるかどうか、あるいは、その運営費を賄うだけの手数料を徴収できるのかどうか、そして、これは重要だと思うんですけれども、そういうニーズがあつてマッチングをするとときに、電波障害などの技術的な障害が発生せずにこれを行なうことが可能かどうか、こういった点を入念に調査をして、法改正をして実際にこのセンターが運用を担うまでに準備をしていく必要があると思いますけれども、その点について総務省のお考えを伺いたいと思います。

○谷脇政府参考人 お答え申し上げます。

携帯電話事業者からの要望も踏まえまして、確かに、その運営費を賄うだけの手数料を徴収できるかどうか、そして、これは重要なことですけれども、そういうニーズがあつてマッチングをしたときに、電波障害などの技術的な障害が発生せずにこれを行なうことが可能かどうか、こういった点を入念に調査をして、法改正をして実際にこのセンターが運用を担うまでに準備をしていくことが必要だと思いますけれども、その点について総務省のお考えを伺いたいと思います。

そこで、図表を用意させていただきましたけれども、その提言におきまして、我が国は、アメリカと比べて、単にICT人材が少ないだけではな

ダイナミック周波数共用の仕組みを導入するに際しましては、今委員御指摘のとおり、ニーズ調査ですとかさまざまな調査研究が必要になつてくると考えております。

このため、総務省におきましては、令和三年度からの実運用に向けまして、ダイナミック周波数の実現に必要な調査、実証を昨年度から実施をしております。

総務省の有識者会議の提言におきましては、一次利用者の保護について十分に配慮することが適切とされておりまして、ダイナミック周波数共用においては、一次利用者、すなわち既存免許人の電波の使用を妨げない範囲で新規利用者が電波を使用することを前提として、この調査、実証において具体的な運用ルール等の検討を行つております。

他方、電波有効利用促進センターの運営費につきましては、基本的にはセンターにおいて御検討いただくことになりますけれども、ダイナミック周波数共用によって新たに周波数の割当てを受けられる、すなわち受益者である二次利用者に負担いただくことを想定をしております。

総務省といたしましては、ダイナミック周波数共用システムが適切に運用されるよう、本年度の調査、実証を通じまして、具体的なニーズの把握に努めるとともに、安定的なシステムを運用するための各種要件の具体化に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○小倉委員 どうもありがとうございます。

いい取組だと想いますので、その分丁寧に、かつ着実に準備を進めてもらいたいと思います。

この法改正のもとになりました、先ほど申し上げた令和元年度フォローアップ会合の提言には、この法改正に取り込まれている提言のほかに、ワイヤレスIoT人材の育成が必要ではないかといふことが掲げられておりました。

そこで、図表を用意させていただきましたけれども、その提言におきまして、我が国は、アメリカと比べて、単にICT人材が少ないだけではな

くて、ユーザ側のICT人材の割合が低いこと  
も指摘をされております。

まさに、ソサエティー五・〇の時代におきましては、あらゆる企業がＩＴ企業にならなければならぬといふうに言わわれている中で、ある意味、我が国は、一般事業会社がベンダーの企業によってシステムの発注を丸投げしてきたというところが、人材の点からも裏づけされているのではないであります。

これを受けまして、総務省におきましては、昨年度、調査検討を実施をいたしまして、民間団体の協力を得ながら、ユーザー企業のワイヤレスI-O-T人材が習得すべき知識項目をまとめました教材を試作するなど、民間団体による人材育成を加速化させる取組を行つてきましたところでございます。

商習慣を抜本的に見直すことを政府側からも経済界に呼びかけると同時に、押印原則を記している政省令や要請事項の徹底的な見直しを実施する必要があります。

それと同時に、総務省としてまずできることは、トラストサービスの整備だと思っています。

トラストサービスというのは、電子空間における印鑑や角印、あるいは書留郵便に当たるものであります。たとえば、電子文書の角印に当たる

これを受けまして、具体的な認定制度の制度設計を検討するため、先月、タイムスタンプの認定制度に関する検討会を立ち上げており、eシールについても、今月を中途に、検討会の立ち上げを準備しております。

よく言われているように、発注する側は専門家がなかなか多くないがために、実際に情報格差があるのです。そこで、実際は、かなり高い、高額なシステムを購入してしまったのですとか、あるいは、非常に高性能のシステムを取り入れたものの、そ

今後創設が検討されておりまます「イイヤレス」人材に関する民間資格がユーチャー企業において適切に活用されるよう、しかるべき後押しをまいりたいと考えております。

シールに関しまして、法整備かなされております。歐州に対して、我が国は、いまだに公的な認定制度すら存在していない状況であります。今回の新型コロナの蔓延は、間違いなく、我が国だけではなくて、世界の経済社会構造を変えていくことになります。

をいたしまして、トラストサークルの普及促進を図り、社会全体のデジタル化を進めてまいりたいと考えております。

の企業の業務にうまくか斯特マイスできずに、専  
い勝手の悪いものに結果としてなつてしまつて、い  
るなんという話もよく聞きますので、やはりユーチ  
ザー企業にＩＯＴ人材、ＩＣＴ人材をもうちょっと  
と育てなければいけないのかなどいうのは私も感  
じている次第であります。

一方で、この提言にも述べられておりましたたけ  
れども、ユーチャー側のＩＯＴ人材を育成する仕組み  
み、例えば官民双方の資格や試験が存在しないこと  
となども指摘をされておりますけれども、こう一  
た点につきまして、総務省の見解をお伺いしたいし  
たいふうに思います。

○谷脇政府参考人　お答え申し上げます。

昨年は、経産省が中心になつて、企業のデジタルガバナンス・コード、こういつたものをつくりました。これは、どちらかというと、経営者側にもしつかりとDXを理解してくださいよといふことだと思いますけれども、そういう取組と連動しながら、先ほど申し上げたような、我が国も全ての企業がIT企業でなければいけない、こういったことをいち早く実現をしていただきたいな、というふうに思います。

同じく、続いての質問なんですが、先ほど申し上げたフォローアップ会合で述べられておりましたトラストサービスについて伺いたいと思います。

立つてはいるのではないか、そういう自覚を持たなければならぬのではないかと感じております。総務省にもそういう認識を共有してもらった上で、その先頭に立つてもらいたいと考えております。それとも、いかがでしようか。

○竹内政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のように、リモートワークを効果的に実施するためには、ネット上であらゆる取引を完結できるようにしていくことが重要と認識しております。

先ほど 経済社会構造を変えるということを申し上げました。重要なのは、トラストサービスの我が国の仕組みの相互運用性をグローバルで確保していくことだと思います。欧州は先ほど申し上げたように先行しておりますけれども、アジアではまだまだ未開拓な国が多いと思います。そういうふた国々に対しまして日本のトラストサービスの枠組みを共有してもらう、そして、それと同時に欧米とも互換性を確保していくという国際的な視野がこのトラストサービスの構築に向けては必要だと思っておりますので、その点も踏まえながら、ぜひ総務省には更に取組を進めてもらいたいと思います。

まず、委員がお示しいただいた資料の中にあります、日本におきましては、ユーチャー企業がICT人材の六五%を占めているのに対しまして、日本の場合には二八%ということで、むしろベンダー企業の方に偏重ぎみにあるという状況でございます。

今、新型コロナの対策で、リモートワークを推奨している企業がふえておりますというか、多くの企業はもう既に実践していると思います。ただ、このリモートワークに当たって、やはり障害になつてているのは、我が国の判文化であります。聞くと、リモートワークしていても、上司の文書の決裁を得るために出社しなければいけないとか、企業の経理担当者が、領収書や請求書に大量の角印、社印を押すために、わざわざ満員電車に乗つて出勤をしているなんという話も聞きます。

そのための基盤として、電子データの信頼性を確保する仕組みであるトラストサービスの制度のあり方について、昨年、有識者による会議を開催し、検討を行つてまいりました。

本年二月の取りまとめにおいては、お尋ねの e シール、これはサイバー空間での角印に相当し、データ発行元の組織の認証を可能とするものでありますけれども、この e シールについて、国との関与のものとの民間の認定の仕組みを設けること、また、一定の基準を満たすタイムスタンプサービスを国が認定する仕組みを設けることなどの方向性が示されております。

最後に、もう一問、新型コロナ対策で質問をさせていただきます。  
私は、若干不安なのは、ことしの秋に予定されています国勢調査でありまして、私も、この国勢調査、非常に重要な調査だと思っております。しかし百年を迎えるということで、隣にいる古賀先生と上川陽子先生を始め何人かで議論をつくりまして、盛り上げていこうともさせていたいんでいるんですけども、一方で、調査員七万人を使って五千万世帯以上を一齊に調査をするのがこの国勢調査でありますから、秋までに収束をしていればこれは問題ありませんけれども、総

理御自身も長期戦を覚悟しているというふうにおっしゃった以上は、やはりこの国勢調査のやり方を変える、プランBも検討をしていかなければいけないのではないかというふうにも思いますがれども、いかがでしょうか。

○佐伯政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のとおり、国勢調査は、統計法に基づき五年に一度実施している、我が国で最も基本的で、重要な最大な統計調査でございます。

その結果は、衆議院議員の小選挙区の改定や地方交付税の算定、将来の人口推計など、国や地方公共団体はもとより、民間企業や学術研究機関を含めて幅広く活用されていることから、本年秋に確実に実施する必要があると考えております。

新型コロナウイルスの国内感染状況についても、現時点で本年秋の状況を見通すことは難しいものの、感染拡大防止に十分配慮した調査方法の検討を既に開始したところです。

検討に当たっては、調査票の配布の際に世帯の方と直接接触しないこと、調査票の回収にインターネット回答を積極的に活用することが重要と考えております。

国勢調査の実施に責任ある立場から、今後の新型コロナウイルスの感染状況などを踏まえ、地方公共団体とも連携を密にして、しっかりと対応してまいります。

○小倉委員 オンライン回答率の上昇もさることながら、これを機会に、調査員を使わずに、オンラインで完結をするようなこともぜひ検討していただければと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○大口委員長 次に、岡島一正君。

○岡島委員 私は、立憲民主党、そして国民民主党、社会保障の会などを代表して、質問をいたしました。

きょうは、電波法改正についての質疑ということがあります。今まで零時に緊急事態宣言に至るという状況であります。今コロナも、本当に、今夜あるいは明けて零時に緊急事態宣言に至るとい

うですが、災害が、自然灾害だけでなく、そ  
うした感染症あるいは何らかの人為的なことに  
よって起る災いということも含めて、我が國に  
おいて恒常的に、日常的に対処していくべきや  
けない大きなテーマであるということを、まさに  
今直面しているわけであります。

そうした中で、私の考え方、立場としては、放送を始め、また移動式の無線、つまり携帯電話など的重要性、まさにこれが国民生活を守る、本当に最も根幹的な、大切な社会インフラだと、今そ  
うなつたと思っております。そうした意味での総務省であり、我々総務委員会の役割も、責任が増しているというふうに考えています。

そうした立場から、まず、入り口としては、私は、災害を一つの政治活動のライフワークの柱としておりますので、災害対応ということについて、これに絡めて電波法というものを考えたらどうなるかという視点で、この質疑に立ちたいと考  
えてまいりました。

その中で、テーマとしては、公共無線と灾害対策ということを考えております。

大正十二年九月、一九二三年ですか、関東大震災がありました。関東大震災、もちろん私はそのとき生まれていませんけれども、私の祖父が東京の白金にいたそうでありまして、そこで、地震で有線電話が全く使えなくなつた、もちろん、全然使えなかつた。しかし、自治体などの機関は無

い起こしたわけであります。

そういう中で、この電波法のもと、だからこそ、公共にとって最後の手段ということを、私は今、きょう思  
い出しました。

そういう意味で、無線は生き残つて、人々を救う最後の手段ということを、私は今、きょう思  
いました。

わかれます、そのときは、倒木、そして停電の復旧がおくれるなどして、大変な被害が出ました。もちろん、千葉だけではなく首都圏など、そういった意味で、起きたことは、広範囲に、長期間にわたって、頼みの綱の携帯電話を始めとしたものが機能しなくなつてしまつたという事態もありました。

そういったことに無線通信の利点が生かせなくなつてしまつては、どんなすばらしいものでも意味がないというふうになつてしまつますので、災害対策をした上ででの無線通信の手段を確保するということはとても大切だと、当然思うわけであります。

そうした中で、たしか去年、千葉県の県庁は防災無線を物すごい予算をかけて設置したんですけど、これはほとんど機能しなかつたんですね、特に房総半島の先に行つては。

そういったことを考慮すると、やはり災害と公共の電波、電波法、そしてきょうの電波法改正といふのは非常に密接な関係があつて、災害対策が重ね、特に房総半島の先に行つては。

その中で、電波利用料の災害対策への活用という視点からお伺いしたいと思います。

電波利用料の使途というものはある程度決まつてあります。

そこで、電波利用料の災害対策への活用といふものじゃないということは理解しています。しかし、その使途といふのは、本当に公共性を重視して、そして適正に充当すべきだとも理解しております。

電波利用料は、基幹放送、うちしたものに関する耐災害性の、災害に対応する、強くする、そういう強化支援事業にも充てられていると思いま  
す。しかし、その上で、基幹放送だけでなく、ほ  
かの特定の無線局に災害対策を実施することで無  
線局だけでなく国民生活全体に便益がある場合  
は、それについては広く電波利用料からの費用を充當することはできないのだろうかという思いも  
持ちております。

昨年、台風十五号、それについてはこの委員会でも質問しましたけれども、房総半島台風とも言  
うべきままでございました。

さらには、委員からも御指摘がございました、昨  
年の台風による通信障害を踏まえまして、市町村役場などの重要拠点をカバーする携帯電話基地局につきましては、少なくとも二十四時間にわたる停電対策を講じることの義務化などを含めて、具体的な検討を行つてはいるところでございまして、

本年の六月末ごろを目途に制度化することを予定をしていいるところでございます。

通信事業者の耐災害性の強化につきましては、引き続き、通信事業者みずから取組を促しつつ、また、こうした取組に対する電波利用料財源につ

○岡島委員 電波利用料からの支出も視野に入れると、いうお言葉が出ました。まさに視野に入れて、当たる前の時代が来つつあるというふうに思います。ＮＨＫなども、同時に配信など始めましたけれども、等も視野に入れた政策支援のあり方についても必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

ども、いろいろな議論がありますけれども、根幹は、NHKの受信料から上がってきた予算で携帯電話の同時放送もできるわけですね。そういうふたつのものも含めて考えると、そういうたったの視点を持つことは時代だな、今の時代だなというふうに思いましたので、よろしくお願ひします。

今度は、やはり新型コロナウイルスに触れたいと思います。

きょうにも歴史的という言葉がふさわしいかどうかわかりませんが、少なくともこの時代を、一つ大きな、社会、世界に変革をもたらす結果に

なるであろう、そして人々の命をいかに政治が守られるか、行政が守れるか、それが真に問われる中で非常事態宣言が出される見込みというふうになっています。

そういう中で、ウイルスとの闘い、これは本当に、戦争というような言葉はよくありませんが、本当に世界的な闘いです。ウイルス等の恐怖は、私はNHK時代、特派員でいたころ、マラリア地帯で何年も取材しました。そして、戦争自体、戦闘をずっと取材しました。十年にわたりました。その中で、ウイルスによって人が命を落とす、目の前で何人も何人も何人も見てきました。そういう意味で、あの惨状が、まさかという言い方は失礼ですけれども、この国でも起きてはならないという意味で、ウイルス対策、コロナ対策が重要だと考えてています。

そんな中で、今、高市大臣の御指導のもと、三月の十九日ですかね、十八日ですか、公共料金について、上下水道、電気、ガスなど、携帯電話など、支払いの猶予とか、そういうことも考えるようについて要請が出されていますけれども、そういった中で、公共料金ではありませんけれども、電波利用料も、先ほど申し上げましたように、時に公共料金に指定されているもの以上に公共に資するものだ、公共性の高いものだというふうに思われます。特に今のコロナの状況を考えると、そう考えられます。

もし、非常事態宣言が出ると、言われている東京とか大阪とか、例えばテレビでいえばキー局という全国に発信する主なネットワークの拠点があります。そういう事業者も多くの影響を受けています。携帯電話の会社もそうでしょう。そういうことで、例えばこういうときにいろいろな支払い猶予とかが起きている現状を見ると、電波利用料についても減免制度とか、そういうことは考えておかしくないのではないかと思うのですが、政府の見解を伺います。

○谷脇政府参考人 お答え下さいります。

電波利用料は、電波利用に関する共益費用でございまして、その受益の程度に応じて各免許人に御負担をいただくということが基本となっているところでございます。

こうした中、現下の新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえた対応といたしまして、電波利用料の支払いを猶予することを検討しているところでございます。

なお、その猶予の期間、対象地域等の詳細につきましては、国民生活に欠かせない電波利用料を財源とする施策の確実な実施、歳入歳出のバランスの確保、免許人ごとの負担の公平性の確保などを総合的に勘案をいたしまして、速やかに結論を得るべく引き続き検討してまいりたいと考えております。

○岡島委員 その言葉、新しい事実として受け止めさせていただきました。

きょうの質問では余り大臣に負担をかけないようになると私は考えておりますが、今の点だけ、大臣、この方針というか、時期を明確には申し上げられないでしようけれども、そういった対応、電波についても、どのように、大臣のお考えだけ、見通しだけ教えてください。

○高市国務大臣 減免ということになりますと、これは対象が法律で定められておりまますので法改正が必要となります、猶予の対象というのは法律事項ではございませんので、状況を見据えてしっかりと検討させていただきます。

○岡島委員 ぜひそういうことも進めていただ

くと。

今、テレビ局もいろんな形で、テレビ局だけではありませんけれども、人を出せないで番組をつくる、ニュースをつくる中で、いろんな、特に民間の、民放などは、コマーシャルとか、経済活動が直に反映しますので、そういうふた意味で、そうしたことでも進めていただくと、国民に情報をお伝えする機関の確保の上で重要な意味があるだらうと思

民間のLTE、それを応用した形でのものだと思  
いますけれども、民間のLTEというのはかなり  
スケールメリットも大きいし、有効で、それを更  
に生かしていくこうということが期待されていると  
認識しております。

一方で、我が国では、公共安全、つまり消防と  
か警察など含めて、そうしたものの周波数帯とい  
うのは決して少なくない。あわせて、電波の有効  
利用にも新たなシステムが、そういった周波数帯  
の利用が役立っていくことは私も認識しま  
す。

そうした中で、総務省が、これを見ると、平成  
三十年六月に閣議決定された規制改革実施計画で  
は、PS-LTEについて、令和二年、つまり本  
年までに実現可能性を含めて、関係省庁、関係機  
関が参加した検討の場を総務省に設けるとされて  
いるわけですが、現状で、その実現に向けた進捗  
状況を、政府で結構です、お答えください。

無線というと、私は昔、泊まり勤務というのがNHK時代にありまして、何をやつていたかといふと、昔は警察無線と消防無線をかけ放しにするわけですね。それで事件が起きたとか火事が起つたというのを聞いて、状況を調べて取材に行くわけです。

そういう意味で、いわゆる公共安全向けのシステムというか無線というものをしっかりと確保することは重要です。新しいシステムの社会になつて、それをどう、更に確かなものに進めるかということは、総務省が既に考えていろいろ進めておられると承知しております。

そんな中で、現行システムが決して新しい仕組みじゃないのは私も承知していますが、少なくとも、情報を伝達したり受け取つたり、しっかりと信頼性の上では、日常的に機能しているわけですね。それを、新たな仕組み P-S-I-L-T-Eといつたものを、これは第四世代の移動システムなどの

れどもにつきましては、平成二十九年十一月の規制改革推進会議の答申などにおきまして、我が国における導入に向けた検討を行うこととされたところでございます。

これを受けまして、総務省におきましては、昨年度、関係省庁及び関係機関の参画を得まして調査検討を実施をしたところでございまして、その実現に当たっては、可能な限り整備コストを抑制しながら、かつ構築期間を短く、また広範な通信エリアを確保できるよう携帯電話網を活用いたしまして、既存の業務用無線網と連携させながら必要なサービスを実現する方向でさらなる検討を進めることができます。

これを踏まえまして、今年度におきましては、その実現性を検証するための実証試験を実施することとしておりまして、これを通じて、システムの耐障害性など実現に向けた課題と対応の明確化を図るとともに、幅広い関係者とよく調整をしながら、引き続きこのPS-LTEの実現に向けた

取組を進めてまいりたいと考えております。

の、公共の安全を確保するための無線、警察などが代表的ですが、そういうしたもの入は、具体的にはどの時期、どういったことにしていらっしゃるでしょうか。

現行の各公共機関が保有しております無  
線周波数帯を利用しておりま  
テムは、専用周波数帯を利用しておりま  
声通信中心の独自システムでございます。  
め、関係機関相互の通信や情報共有が困難  
という点がまず課題としてございます。

また、こうした課題を受けまして、災害現場で利用する通信システムについて高度化を図るべく、例えば動画なども使えるような、こうした共同利用型の高度な通信システムとして実現をしまりたいと考えております。

先ほども御答弁申し上げましたように、本年度におきまして実証試験を行うということでござりますので、なるべく早く、ここ数年のタームで導入ができるよう、関係者と調整を進めてまいりたいというふうに考えております。

○岡島委員 実証試験、これが実は一番大事かと私も思っています。そして、数年のうちといふことも、一年後とかになるようになるのが一番いいだろうと思っていますが、しかし、大事なことは、P-S-L T Eが、確かに、映像を送れるよう

になつたりとか画像を送るのが早くなつたりとか、その利点は私も理解できます。しかし、一番大事なことの一つは何かといえば、やはり、災害時、緊急時、特にさまざまな災害時において信頼性を確保できるのか、そういういた意味で実証試験を行なうべきではないかと、私は思ふ。

が大事だとも私も認識しています。しかし、例えば携帯電話の基地局の災害における被害などを見ても、東日本大震災のときですかね、あのときに、これは総務省のデータですね、平成二十三年の情報通信白書を読ませていただきましたけれども、その中には、約一二%の基地局が損壊、被害を受けたと出ています。そういうふた

ことがまた起ころる可能性を否定できない日本です。

そして一方で、世界の、これは国連ですね、二〇一六年版世界リスク報告書などを見ると、我が国の自然脅威にさらされているランクというのは世界で四位だというのがあります。一方で、日本の方、皆さんも構築してきた仕組みとかさまざまなもの、社会的な対応によって、災害対策とか対処能力、そういうものの加味すると、このリスクは世界七位になるとなっています。

われてくるということになるわけですね。  
そういう意味において、やはり、強い通信環境づくりというのは、理論的なというか技術的なシステムのすばらしさだけでなく、本当に使えるのというところがとても大事で、それがもしだま

だつたらどうするのということ、フェールセーフも大事だというふうに考えます。そういう能力が日本は多分世界より高いという中で、リスク度ランクは四位だけれども、実際の対処能力を加味したら十七位となつて いる。

ということで、今回の場合、これは、NTTドコモの資料によると、東日本大震災以降、災害対策がいろいろやられて、災害によるサービスの停止率は低下してきているというデータもあります。

そうした中で、そうすると、災害に対する民間の対処能力は上がっていると言えるわけですか  
ら、そういう民間の設備を公共安全向けの無線と  
して利用するというような観点については、例え  
ばそれが選択肢となり得るのか、それについて、

○谷脇政府参考人 お答え申し上げます。  
P-S-LTEの導入に際しましては、先ほども  
御答弁申し上げましたように、既存の携帯電話網  
を最大限活用するということを考えているところ  
でございます。P-S-LTEが既存の携帯電話網を  
活用するということになりますと、携帯電話網そ

のものの安全性であつたり、あるいは耐災害性を  
いかに高めていくかということが重要でございま

先ほども御答弁申し上げましたように、こうして民間事業者の携帯電話網について、基地局の電源を拡充するだとか、あるいは一つの基地局でカバーできるエリアを災害時には広くする大ゾーン

化でございましたり、あるいは複数の回線を引くことによって冗長性の確保であつたり、こういったことをやりながら、既存の携帯電話網の事業継続性を高めつつ、その上に立ってPS-LTEが構築される、こうした姿を描いてまいりたいと考えております。

○岡島委員 ということは、今現在において、P-S-LTEが必ずしも今までの仕組み以上に信頼性と安全性、災耐性を持って運用でできるレベルにはまだ至っていない中で検証が行われたり、そ

して、今の既存のものの設備の拡充が行われにくくという過程にあるんだろうと思うわけですけれども、災害がいつ起るかわからない、映像を送ることがとても消防や警察にとつても重要だとういう局面は、実はあした起るかもしれない

し、実は今も起こっている。  
あるいは、コロナ禍の中でも、ここにもし、あの西日本の大雨や、あるいは台風十五号、十九号、あるいは予想されて否定できない東京湾の直下型、首都直下型地震等々の自然災害が重なったと

き、このときには、とにかく信頼性がなければ使えないわけですから、そういうふた意味においては、過渡期において、今民間が使っているような、例えば、携帯電話なんかでも、いろんな仕組みで映像を送ったり、特定の会社は言いませんけ

れども、えつ、こんな画像が瞬時に送れるのと  
か、こんな動画が瞬時に送れるの、みんなで情報  
交換できるのという仕組みもありますね。

そういう意味で、既存の、今あるそういう情  
報伝達手段というか、携帯電話を介した手段につ  
いて公共安全向けのアプリなどを開発すれば、そ  
ういったことにもお金を投入すれば、より早く、

公共のために今民間で使っているものが役立つという観点もあるのではないか。

そういう意味で、そうした、公共安全、警察、消防など、代表する無線局に対して、今の民間が使っている携帯電話の仕組みの中に専門のアブリを開発する、そういったことも同時に考えることは有効ではないかと私は素人ながら、使用者

○谷脇政府参考人 お答え申し上げます。  
公共安全LTEは、災害が発生したときに、関  
として、普通使っている、災害に意識が高い者の  
一人としてそう思うわけですが、それについては  
どうでしょうか。

係機関相互の円滑な通信や情報共有を確保し、円滑な救助活動を実現するための通信手段としての実現を検討しているものでござります。

したがいまして、複数の組織間の情報共有をいかに図っていくかという際に、まずは、ネット

ワークレベルでどのような情報共有、つまり、ネットワークを介した通信が途切れないとするということについて検討する必要がございます。そして、その検討の上に立って、委員御指摘のようなアプリケーションによって情報共有の円

消化を図っていく、これも一つの重要な選択肢であります。あらうといふふうに考えております。

したがいまして、こうしたさまざまな観点から、この公共安全ＬＴＥはどのような機能を具備すべきなのか、また実装が可能なのかどうか、こ

○岡島委員 アプリを使って、携帯電話を介して、アプリによって、民間の知恵が主たるもので、ういった点につきまして、今年度実施をいたしました実証試験などを通じまして検討をしてまいりました。ふうに考えております。

しょうけれども、かなり社会が変わりました。今では、テレワークということがもう当たり前でなきやならない社会ということを今回認識していますし、あるいは、さまざまな会議も、Zohoでしたか、使つたと思ったらアメリカで問題が出ましたけれども、だから信頼性が欠けているということもわかります。

しかし、一方で、そういうつたものが信頼性を口指しながら、一般に、みんなの英知を結集して、一研究所じゃなくて、世界のコンピューターやIに絡む能力が結集してアプリが開発され、そして、それがオープンソースの中で、余り開発に思つたほどすごい費用をかけなくても実はできてしまうような社会でもあるのは事実です。

はり、特定の情報や地域における臨時放送局とい  
うのは必要性を否定できないといふ中で、例え  
ば、それについては電波利用料が免除されるよう  
になつてゐると承知していますけれども、また、  
貸出しなど、そういう災害の場合の臨時放送局  
に、機材について貸出しなども行つてゐるといふ  
ふうに、総務省が対応をとつてゐることも承知し  
ています。

ありようはいつも検討が繰り返されるべきだらう  
というふうに思つてゐるという点だけ申し上げて  
おきます。

続いて、余り私も本当は、テレビ局にいました  
けれども技術屋じゃないので、周波数のことを詳  
しいわけじや全くありませんで、番組をつくる方  
でしたけれども、ダイナミック周波数の共用関連  
ということについて伺いたいと思ひます。

ダイナミック周波数の共用は、優先的に電波を  
利用できる一次業務の無線局と、そして、ほかの

そうすると、このシステムを構築したり運用していく上では予算がかかるわけですね、予算が。そういう中では、これにはやはり電波利用料というのは、このダイナミック周波数のシステム構築において電波利用料というものは充てられるんでしょうか。充てられちゃいけないと言っているわけじゃないんですよ。充てられるのでしょうかと。

そうでないにしても、このシステムの構築のための予算だつたり運営費の見込み、そういうたものはどうなつているのか。その財源について、今のはどうなついているのか。

事だと私は思っています。ダメなときどうする

ういったことを進めているけれども、そういうふた

互いの図つて、こうとこう」とだと認識していく  
す。

とも鑑みて、お答えできたらお願ひいたします。  
○谷脇政府参考人 お答え申し上げます。  
これまで携帯電話に新たな周波数を割り当てる

だから世ひ、それについても具体的に検討の  
华ニハレニハニミキニハニ思うハドニ。ニシハニ

たないま委員御指摘のように、臨時災害放送局の設置に関して、総務省では、各総合通信局

構築するための費用とか運営費の負担とかが、いつたことがあると思うんですが、そもそも私のような技術屋じやない人間にとつては、基本的

て対処してまいりましたけれども、こうした居済数の移行には、既存無線局に対して決められた期日までに立ち退きを求めるなど、大きな負担が生じてまいりました。

委員御指摘のアプリケーションの話でござ  
る。

す。これまで八件の貸出実績といつものほどざい

何を指しているのか、この行政において、それをまず教えてください。二次業務無線。

して、既存無線局に対し立ち退きなどの負担を強いることなく既存無線局と携帯電話システムとの共存が可能となるなど、有限且少な電波資源の効率的な利用が実現することを目指さる。

するのかといふ点と、またその上に立てられ、効果的な情報共有を図るためのアプリケーション

は、増設等についてはまだ検討をしているわけで

務省におきましては、令和三年度からの実運用に向けた、ダイナミック周波数共用の実現に必要な

のであると言えることから、このシステムの開発に電波利用料を充てると「い」としているところでござります。

○岡島委員 わかりました。ぜひよろしくお願ひ

ていくのかについては、そのときに適切な財源に

組などのイベントで番組中継用回線を使用しない場合に、二次業務の無線局、十数つも携帯電話事

イナミック周波数共用を実現するための基本システムの開発につきましては、昨年度から実施をしております調査、実証の一環として昨年度実施を

いことすれども、被災する自治体があつ

また時代から、今日に至つては、電波を利用する

○岡島委員 一次業務無線局というのは、携帯電

○岡島委員 そのように電波利用料がこうしたところでも利用されることを私はだめだと言つてい

なつではいけないものがなりつつある中では、や

和二年四月七日

使途というか先が、時代によつて広がつていく、あるいは絞られていくといったことが年々、隨時行われていくんだろうとは思ふんですけれども、そういう意味での計画性がとても大事だと思ひますので、そういうことにぜひ留意していただきたい。皆さんにはもう馴染に説法ですが、お願ひしたいと思うわけです。

そんな中で、一次業務の無線局が、日本の場合はデータベース化という仕組みを使うんですかね。もう一つはたしか位置情報でやるシステムなどありますけれども、日本の場合はデータベース方式が基本となると聞いています。

そうすると、どこがあいていて、いつ使っていいなくて、どこを使うというデータベースを提供するのときに、二次業務無線局があつて初めて、二次業務無線局に何を割り当てるかとか、効率化を図った運用が実施できるとなるわけですね。

そのときに、二次業務無線局にとっては、そういう枠がちゃんと示してもらえばありがたいんですけど、しかし、一次業務無線局にとってインセンティブが、大きく、広義において公共の電波の利用に協力するというのはわかりますけれども、何かさらなるインセンティブがあつた方がいいのではないか。しかも、電波利用料も絡んでいるということになれば、一次無線局のそういうインセンティブを上げるために、政府が何らかの施策を用意する必要があるのかなと。例えば、そういうものに積極的に協力する一次無線、放送局に関しての、電波利用料に関する何か、割引とは言いませんけれども、何らかのインセンティブにかかるわるような対応というのは考えられるんでしようか。

○谷脇政府参考人 お答え申し上げます。

総務省の有識者会議の提言におきまして、「一次利用者の保護について十分に配慮することが適当である。」とされておりまして、ダイナミック周波数共用においては、一次利用者、すなわち既存免許人の電波の使用を妨げない範囲で新規利用者が電波を使用するということを前提としていると

ころでございます。

したがいまして、既存免許人にインセンティブを付与するかどうかという点でございますけれども、既存免許人につきましては、無線設備の改修等の必要はございませんし、使用条件が大きく変わるものではないことから、現時点において、電波利用料を減額するといったようなことは考えていないということをございます。

そんな中で私が気になつているのは、データベース方式が抱える問題もあると思うんですけれども、例えは、二次無線局が電波を利用しているときに、一次無線局が緊急でその電波帯をやはり使いたいと。もともと予定ではあつて、例えばFPUなんかも、何かあつたら使うしかないといふんではあります。あれは今でも有効なんです、相手となると、データベースに基づいて計画的にやつているはずの二次無線局の使用目的に、障害とは言いませんけれども、弊害が起る可能性があります。

そういう緊急時の対応を踏まえて、どんなことを考えていらっしゃるかを教えてください。

○谷脇政府参考人 お答え申し上げます。

ダイナミック周波数共用におきましては、先ほど来申し上げておりますように、一次利用者、すなわち既存免許人の電波の使用を妨げない範囲で新規利用者が電波を使用する、これが原則でございます。

したがいまして、一次業務の無線局が緊急に実施予定の調査、実証の中で検討を行いました。そこで、具体的な解決方法を整理し、必要な運用ルールとして実現をしていきたいというふうに考えてございます。

○岡島委員 この項目においての冒頭で、二次無線局というのは何を指すのかというふうにお伺いしました。そして、今、その携帯電話は、実は、テレビ局が流す中身と、かなり同じレベルの情報を流したりもしているわけですね。

そういった中で、一次無線局の業務が優先だとちりと我々も見詰めていきたいというふうに考へているわけです。

そんな中で私が気になつているのは、データ

していく必要がございます。

このため、先ほど来申し上げております、本年度に実施予定の調査、実証の中で検討を行いました。そして、今、その携帯電話は、実は、テレビ局が流す中身と、かなり同じレベルの情報を流したりもしているわけですね。

○岡島委員 この項目においての冒頭で、二次無

信・放送だという認識に立つて、皆さんにお願いして、質問を終ります。

ありがとうございました。

○大口委員長 次に、緑川貴士君。

○緑川委員 皆様、お疲れさまでございます。立憲民主・国民・社保・無所属フォーラムの緑川貴士です。

電波法改正案の質疑の前に、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、きょう、七つの都府県に発令される見通しの緊急事態宣言について伺いたいと思います。

針等諮問委員会で今の感染状況が緊急事態の要件に当たるかがまず判断されますが、この一つ目の要件の国民の生命、健康に著しく重大な被害を与えるおそれは既に満たしていると思います。

その上で、二つ目の、全国的かつ急速な蔓延により国民生活と経済に甚大な影響を及ぼすおそれについては、先週の三日時点では、そういう状況には至っていないという政府の見解でありました

が、その状況をやはり数字で定量的に示すというのやりくりというところに何か戦略性がちょっと足りないのかなというふうに思はざるを得ないところがありますので、二次無線局が、それを切りかえる、次の周波数帯に、そういうことが迅速に、まさに大きな放送、一次無線局のフェールセーフでもあるわけですね、二次無線局は。そう

いった意味で、同じレベルの重要性があると私は思っていますので、二次無線局というものの電波の確保、同時性というか、即応性といったものをぜひお願いしたいと思うわけです。

もう時間があまりませんので、周波数帯のことも日本は駆使してやつっているなどという印象があつて、いずれにしても、これから、周波数というのは、限られている中で、需要が広がつていてるといふ中で、戦略性を持つてぜひ取り組んでいただきたい。

災害から国民を守るのは、今や情報であり、通



担当ではございませんでしたので、その基準について今ここでコメントすることは非常に難しいことでございます。

ただ、かなり地方自治体に御負担もおかけをしながら給付をしていくことになりますので、いかに地方団体の方々の負担を減らすか、いかに制度設計といいますか、事務をシンプルにしていくか、それからまた、窓口に人が押し寄せるということのないように、いかに感染症拡大防止対策をとっていくか、そういうことで、現在、私も、この事務を任せられた場合の頭の体操をしているという状況でございます。

基本的に、まだ確定したことは申し上げられませんが、例えば、申請書類をダウンロードしていただき、市町村役場に対して郵送をしていただく、そしてまた、基本的に振り込みという形で現金を給付するといった方法もあるのではないかと今考えております。

また、インターネットによる申請もここまで可能なのが、こういったことも検討材料ですが、とにかく迅速にこれは組み立てていかなければなりません。

全ての世帯にということでございましたが、恐らく西大臣と麻生大臣も相談をされたと思うんですが、予算、基本的な財源との兼ね合いの中で、全ての世帯ということになると恐らく一世帯当たりの支給金額が少なくなってしまう、そういうことで、給付をするのに、本当に困りの方にまずまとまった額をということであります。また、本当に、家賃が払えない、そういうふたつある方々のために、先行して生活支援のための貸出しがある、それで、時間がたつて結局返せない状況であると、そこは免除されるといったほかの施策もございますので、組み合わせながらこれを活用していただきたいと存じます。

また、政府としてはもう少し、既に使える施策について広報を強化すべきだと考えております。

○緑川委員

やはり、これだけの施策ではないに

しても、これは本当に大きな柱の給付であります。納税猶予とかそういうものではない、やはりこの給付、現金給付ということが大変国民にとって大きなこと。それが、シンプルな事務にしていくというのであれば、やはり一旦は全世帯一律

の支給にして、確定申告をしたときに、困っているなかった人から後でお金を返してもらう。時間的なロスもそつちの方が少なく済むし、またスムーズに、暮らしが厳しい状態にある人には確実にお金が行き渡る。従来の仕組みでやはり工夫できるところがたくさんあるというふうに思います。

この支援対象から結局除外されて、どうせ国は補償してくれないと言つて、今までどおりに働き続ける、無理して働くという場合も起り得ると思います。心をすり減らして命を絶つというようなことにつながってしまうケースはやはり防がないでくださいないというふうに思いますし、そういう方々が外へ出かけて、感染源となっていた場合には拡大させてしまうリスクというのは断じて避けいかなければならないというふうに思つています。

時間の関係で、マスクへの対応についても少しお伺いしたいと思います。

全ての世帯にマスク二枚を郵送するということなんですが、政府が活用するというのがタウンプラスという配達のシステム、地域の配達可能な全ての住所に荷物を届けるという、日本郵便の独自の住所録に基づくサービスと聞いています。送り先の住所や名前がわからなくとも郵便受けさえあればこれは配達ができる、また、居住者からの転居届や転送依頼、不在届などで、空き家や長期不在の情報も独自に蓄積されているということです。家庭によっては郵便受けが二つとか三つ、分かれている場合には、郵便配達員がこれは同じ家でもそれぞれ別の世帯として扱っていると

マスクを全世帯に配布する際もこれは使われてゐるということなんですが、配布をしたはずのマスクについて、役場には、マスクが届いていないと

いうふうに思います。

このマスクの発注というのはあくまで国であります。ですから、自治体は全世帯に届いたか確認する立場はない。全ての世帯に漏れなく配布されたか確認するすべが、やはり当時北海道では

いくというふうに思いますが、各地の郵便局は、あくまで、各世帯とか、また事業所の郵便受けを単位として配達をしています。今のこのシステムで世帯の漏れがなく配達ができるというふうに考えなのか。あわせて、今度は全国規模で配布さ

れる以上は、懸念されるというのが、郵便受けからの盗難であります。こういう事案に対してでもどのように対処していくのか、伺いたいと思います。

前回の反省も踏まえて、当然、今後対応されていくといふうに思いますが、各地の郵便局は、あくまで、各世帯とか、また事業所の郵便受けを単位として配達をしています。今のこのシステムで世帯の漏れがなく配達ができるというふうに考えなのか。あわせて、今度は全国規模で配布されることは、大切なことでございます。

今回もそのような仕組みも含めまして、丁寧に対応してまいりたいと考えております。北海道においてもコールセンターを設置し、問合せに丁寧に対応し、再配達を行っております。北海道の導入時期への影響について伺いたいと考

えます。

○権政府参考人

お答えいたします。

今般の布マスクの配布につきましては、国民の皆様に幅広く速やかに配布するために、御指摘のとおり、日本郵便の配達網を活用し、一住所当たり二枚ずつ配布する予定でございます。

御指摘の三月の北海道でのマスク配布におきましては、同様の日本郵便の配達システムをおきました。同様の日本郵便の配達システムを活用いたしましたが、コールセンターを設置し、届いていないという問合せがあつた場合には再配達を行いました。再配達は全体の〇・五%程度であります。

今般の布マスクの配布につきましても、北海道の事例も踏まえつつ、マスクが適切に届くよう丁寧に対応してまいります。

○緑川委員

单身者の家庭とか別居のケースとい

うのは、当初想定されていた五千万枚の配布とい

うところの世帯には含まれていなかつたということです。こういう世帯も含めれば、配布するトータルの世帯というのは六千万世帯になると言われています。

世帯をカバーするということは大事なんです

が、結局、一人二枚が行くひとり暮らしの世帯

が、

</

開についても、これに引つ張られて、予定より、当初よりもその展開のスピードがおくれていくのか、それとも当初の予定どおりのスピードで広げていく見込みであるのか、大臣からお伺いしたいと思います。

すし、そうなれば 3G・4G・5G と三つの手  
バイル通信規格がしばらくは、併存するという状  
況がずっと続くというふうに思います。

ら、時間帯によつて電波が使われていない周波数をこれから割り出していくことなんですが、今使われていない周波数帯というのはどれぐらいあるのか、既に決まっているものがあれば、教えていただきたいと思います。

かがでしようか。  
○谷脇政府参考人 お答え申し上げます。

○高市国務大臣 5Gにつきましては、東京オリンピック・パラリンピック競技大会だけのためのものではございません。地方創生ということを考えて、大切な基礎でございますので、オリンピック・パラリンピック競技大会が延期されたことによる5Gインフラ整備への直接的な影響はございません。

（を）使つた半蔵が現ものにならんに問うて、続けていけば、私たちのこの暮らしを取り巻く今（を）使つた半蔵が現ものにならんに問うて、の物とかサービスにもまた新たな価値が生まれてくるというふうに思います。

るところです」といいます。  
これによりまして、マラソンなどのイベント中  
継がないときには携帯電話が使用することが可能  
となるなど、有限希少な電波資源の効率的な利用  
が実現するということが期待されているところで

なる免許人でございますので、この新規利用者となる免許人の方が御負担をいたしませんことになります。

（継川委員）大臣おしゃった基础设施の確保が莫  
しいとなつてゐる状況、もともと、それに加え  
て、5Gのエリアを限定するというのが今のまづ

合って、自動運転や遠隔医療など5Gが使われるサービスにもやはりこれは支障を来すことが出来る。そうなれば、医療でも大きな事故につながりかねないというふうに思います。

今回の改正案では、この5Gの周波数帯を将来的に確保するために、放送局や衛星通信会社が時間帯によつてあけている電波を有効利用して、主に携帯電話事業者がこれを共同で使えるようにして5G用に振り向けるというものです。

そのために、互いの事業者の運用計画を一つのデータベースで共有をして、周波数帯を使う場合、消費電力、また利用時間の情報を共有しながら

既に幅広い帯域で電波が利用されている中で、使われていない周波数帯を効率よく利用するということは大切だというふうに思います。その費用負担、この費用については、今のネットの時代では、民放なども、今、収益の確保が大変厳しくなっているところです。こうした民放や衛星通信会社、既に開設をしている局が一次業務の無線局になつて、二次業務の無線局としての携帯電話会社と周波数帯を一緒に使うとなつた場合に、このダイナミック周波数共用システムとの連携に必要な設備の改修費、それを含めたシステムの運用費、また混信や障害の対策についても、これは一

ますけれども、妨げない、というこの確実性は果たしてあるんでしょうか。

システムの運用に当たっては、やはりこの二次業務、まして新規の二次業務を行う無線局であれば、無線局のシステムにふぐあいが生じてくる、こういう場合も考えられると思います。有害な混信によって一次業務の無線局に電波障害が起きて、例えば巨額のスポンサー料で成り立っているような、これは中継もそうですけれども、そういう番組の放送に支障が出た場合の、二次業務の無線局では到底払い切れないような賠償金が生じる場合もあると思います。このあたりの賠償のルート

次業務の無線局も新たな負担が出てくることにな

ると思います。

このシステムの対象になつて、もともとの事業者に影響が出てくるのであれば、その無線局に対

する補助とか、また電波利用料の軽減なども検討していくべきというふうに思いますけれども、い

○谷脇政府参考人 かがでしようか。お答え申し上げます。

今般のダイナミック周波数共用は、新規の利用者が既存免許人の電波の使用を妨げない範囲で電

波を共用できるようになります。

備の改修等の必要はございませんで、使用条件が大きく変わるものでないことから、現時点におき

まして、電波利用料を減額をすることは考えておりません。

他方、新規利用者となる免許人につきましては、一定の制約のもとでの使用となることから、

その使用の度合いを勘案した料額が適用されることがあります。

また、今般のこのシステムの運用費でございま  
すけれども、今般のダイナミック周波数共用の仕

組みから受益するのは、二次業務、新規利用者となる免許人でございますので、この新規利用者と

なる免許人の方が御負担をいただくということになるわけでございます。

○緑川委員 きょううずつと答弁をいただいておりますけれども、妨げないと、いうこの確実性は果た

してあるんでしょうか。

業務、まして新規の二次業務を行う無線局であれば、無線局のシステムにふぐあいが生じてくる、

こういう場合も考えられると思います。有害な混信によつて一次業務の無線局に電波障害が起き

て、例えば巨額のスponサー料で成り立っている  
ような、これは中継もそうですがれども、そういう

う番組の放送に支障が出た場合の、二次業務の無線局では到底払い切れないような賠償金が生じる

場合もあると思います。このあたりの賠償のルート





ます。

今年度からローカル5Gに関する開発実証を行つてまいりますけれども、農業ですか医療、さまざまな分野でこの5Gという技術がどのように使えるのかとということを明確にお示しができるようにしてまいりたいと考えております。

また、5Gサービスそのものの提供状況につきましても、各携帯事業者、ホームページなどで公表しておりますけれども、こうした情報の提供が更に行われるよう私どもとしても促してまいりたいというふうに考えております。

○本村委員 イメージ先行ではなくということです、ぜひ求めたいと思います。

たくさんの中でも必要となりますと、生活環境への懸念もあるわけでございます。どうふやしていくのか、さまざまな検討がされている段階だと思われますけれども、その過程にも、国民的な、住民的な議論が必要だというふうに思いました。今までよりはるかにエネルギーの強い電磁波が使われるということで、人間や地球環境への影響を懸念する声は、これは世界じゅうに広がっております。

昨年欧州を訪れたときに調査も行わせていただきました。ジュネーブでは、州の国土整備局国士情報課長から、ある通信事業者が5Gの設備工事をしようとした地域において、直接民主制による請求があつたと。ジュネーブ州で健康被害がないという証拠がない限り工事をストップすることになつたという経過ですとか、あるいは、アンテナの数を現在よりふやすことは認めず、つけかえをすることとでトータルの本数は変えない方向で5Gの開始を認めていうお話をなどお伺いいたしました。

また、スイスコムの課長からは、5G電波の健康への影響について、WHOの十倍厳しい基準を用いるというお話を、データトラフィックがふえているが基地局の出力を上げられないの、アンテナの数を多くすることでカバーしているというお話をなどもお伺いをいたしました。

昨年の議論では、健康への影響について、電波

防護指針は国際組織などの基準値に準拠しているというふうに述べておられましたけれども、この点に関して伺いたいんですけれども、具体的に、5Gの基地局というのは何平方メートルに1カ所必要なのか、それは4Gとどういう違いがあるのか、また一基地局が出す出力は4Gと5G、どう違うのかという点についてお伺いをしたいと思います。

○谷脇政府参考人 お答え申し上げます。

携帯電話の基地局の出力につきましては、個別の設置環境による部分がございますけれども、標準的な5G基地局の出力は、4G基地局の出力と比べて基本的に変わらないものと認識をしております。

また、必要となる5G基地局の数でございますけれども、標準的な諸元及び設置環境を想定をいたしましたと、十キロメートル四方のメッシュユーパーするには約十四局の基地局が必要になると想定されるところでございます。

また、4Gとの比較ということでございますけれども、5G基地局の中で、いわゆるサブ6と言われます4Gと同様の周波数を用いる基地局については、一つの基地局がカバーできるエリアは4Gと同等の広さでございますので、必要となる基地局数もおおむね同じでございます。

他方、より高い周波数でございますミリ波帯につきましては、一つの基地局がカバーできるエリアが狭くなりまして、一般論としては、必要となる数を現在よりふやすことは認めず、つけかえをすることでトータルの本数はふえることとなりますが、通じて、トータルの本数は変えない方向で5Gの開始を認めていうお話をなどお伺いいたしました。

また、スイスコムの課長からは、5G電波の健康への影響について、WHOの十倍厳しい基準を理解をいただきたいと思います。

○本村委員 出力は標準的には4Gと5Gは変わらないといふふうにおっしゃいましたけれども、ミリ波でいいますと、どのように変わりますで

しょうか、4Gと5G。

○谷脇政府参考人 お答え申し上げます。

ミリ波帯ということになりますと、高い周波数でございまして、電波の直進性が強いということです、遠くまで飛ばないということでございます。

○本村委員 サブ6の方は、4Gとどういうふうに違うんでしょうか。

○谷脇政府参考人 お答え申し上げます。

先ほども御答弁申し上げましたけれども、サブ6につきましては、4Gで使っております周波数とほぼ同等の帯域でございますので、4Gと5Gの基地局の出力につきましては、ほぼ同じということがあります。

○本村委員 引き続きこの問題について伺いたいと思いますけれども、二月十三日付の英紙「フィナンシャル・タイムズ」では、スイス政府が5Gのネットワークの使用停止を命じたというふうに書かれています。5Gが健康に与える悪影響への懸念が拭えないためだというふうに報道をされておりますけれども、これは正確な報道ではないというふうに聞いておりますけれども、お伺いいたします。

三つお伺いをいたします。

スイスの環境当局の検証作業はどういうものであるのかという点。二点目が、5Gの電磁波は、長期間被曝した場合の影響はまだわからないという意見があるが、どう考えるのかという点。三つ目、WHOは、電磁波の過敏症と言われるようなさまざまな症状があるというのは事実だというふうに言つていると思いますけれども、そうした電磁波過敏症の子供たちの実態というのは、どのように言つていると思いますけれども、そうした電磁波過敏症の子供たちの実態というのは、どのような総務省として把握をしておられるのかと、日本政府としてどのような検証をして影響なしといふふうにしたのか、この点、お伺いしたいと思います。

○谷脇政府参考人 お答え申し上げます。

まず、スイスについてのお尋ねでございましたけれども、スイスでは、現在、5Gを利用される電波の技術的特性を考慮した基準値の見直しを検討していると承知しておりますけれども、これは、報道されておりますような5Gの停止を決定したというものではございませんで、携帯電話事務者による5Gサービスや基地局整備はおおむね進められているものと承知をしております。

電波の人体に与える影響につきましては、これまでの科学的知見をもとに十分な安全率を考慮いたしまして、国際的ガイドラインの基準値に準拠した電波防護指針が策定されておりまして、5G以外の生体影響や、電波の長期暴露が健康に影響を及ぼす可能性につきましては、国内外でこれまで多くの研究が行われてきておりますけれども、このような影響の存在を示す科学的な根拠は見つかっていないものと承知をしております。

総務省としましては、電波の安全性につきまして、今後とも研究や検証を進めるとともに、国際機関での検討に積極的に貢献するなど、引き続き必要な取組を行つてまいりたいと考えております。

今苦しんでいる方々の声を聞いて検証することが必要だと思いますけれども、その点、御答弁いただきたいと思います。

○本村委員 国民、住民の皆様の中には不安の声がございます。5G推進ありますではなくて、やはりこうした不安の声にちゃんと応えていくことが必要だというふうに思います。

今苦しんでいる方々の声を聞いて検証することが必要だと思いますけれども、その点、御答弁いただきたいと思います。

○谷脇政府参考人 お答え申し上げます。

電波が人体に与える影響につきましては、先ほど御答弁申し上げましたように、引き続き、総務省としても科学的な知見の蓄積を行つてまいる必要がありますと考えております。

したがいまして、さまざま研究等につきまし

いと考えております。

○本村委員 実際に苦しんでみえる方がおられますが、そうした方々の声をしっかりと聞いて、組合で、そうしたことを取り組んでいただきたいというふうに思います。

5Gは大容量のデータが行き来をいたします。そのため、今回の法案でも、ダイナミック周波数共用システムということことで、そのことが混信しないように調整する必要があるんだということです。このシステムが導入をされるという中身になつておられます。

しかし、先ほども申し上げましたように、電波というのは有限で希少な国民、住民の皆さんの共有財産でございます。国民、住民の皆様のさまざま多様なニーズにバランスよく使っていくことが欠かせないというふうに思います。5Gに必要な点、総務省はバランスをどのように考えておられるのかという点もお伺いしたいと思います。

○谷脇政府参考人 お答え申し上げます。

携帯電話は、改めて申し上げるまでもなく、我が国の社会経済活動や国民生活の利便性の向上を図る上で欠かせない社会インフラでございます。今後とも、5Gに必要な周波数の追加割当てを行うことは重要であると認識しております。

他方、携帯電話以外につきましても、衛星通信ですとか、I.O.Tによる各種センサーなど、さまざまな分野において電波の利用が顕在化をしているという点も事実でございます。

総務省では、こうしたさまざまな分野における電波の利用ニーズや利用技術の動向などを適正に把握するため、毎年、電波の利用状況調査を実施しているところでございます。この調査結果などを踏まえながら、引き続き、5Gを始め、さまざまな分野において公平かつ適正に電波が利用されるよう、周波数割当等を実施してまいりたいと考えております。

○本村委員 具体的には、来年度に向けて、周波数アクションプランということで、検討過程では

主に二ヵ所の周波数帯が共用が検討されていると

いうことでございます。

具体的に想定されているのが二ヵ所ということ

で、一つ目の方は公用の業務と放送業務があ

る、二つ目は固定無線アクセスシステムなどがあ

るということなんです。

まず、一つ目の公用業務と放送業務に使われ

ている周波数帯についてちょっとお伺いをして

おられます。されども、公用用ということで、公用用が

必要に応じて使えないということが生まれれば、

国民の皆様との間で問題となるというふうに思

りますし、放送事業者の方々からも、パブリックコ

メントで、放送の企画上、事前に運用場所が決

まっていないケース等、突然的に発生する事件、事

故報道や予測できない大規模災害発生時の災害報

道において、中継車やヘリコプターに搭載し、緊

急に運用するケース等、事前に計画できない運用

が日常的に存在するという御懸念の声が寄せられ

いるのかという点もお伺いしたいと思います。

○谷脇政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、昨年の電波法改正において、現在電波利用料を減免しております。公用無線局のうち、非効率な技術を用いているものにつきまして、電波の有効利用を促すための一つの手段といたしまして、電波利用料を全額徴収であります。既存の免許人の方々が必要とするときに限り運用する者がほかにいるかどうかなどを勘案することとしたわけでございます。

具体的な徴収対象につきましては、使用してい

る技術が非効率かどうか、また、同じ周波数の使

用を希望する者がほかにいるかどうかなどを勘案

して政令で定めることとしております。

この制度の対象となる具体的な無線局の検討に

当たっては、電波に関する需要の動向、使用して

いる無線設備の状況、電波の効率的な利用を図る

上で支障となつてゐる要因などを踏まえる必要が

あると考えております。

○谷脇政府参考人 お答え申し上げます。

今回御審議をいただいておりますダイナミック

用者が押しのけられることがあつてはならないと  
いうふうに思います。担保はどうなつてゐるのか  
という点もお示しをいただきたいと思います。

○谷脇政府参考人 お答え申し上げます。

ダインアミック周波数共用におきましては、既存

免許人の周波数の利用というものが優先をされ

る、現状どおり使えるということでございますけ

れども、新規利用者、つまり二次利用者は、既存

免許人の電波の使用を妨げない範囲で電波を使用

することを前提としておりますので、総務省におきましては、新規利用者への免許付与の際にその

旨を共用条件として規定する、これによつて明確化を図るということを考えております。

○谷脇政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、昨年の電波法改正におきまして、現在電波利用料を減免しております。公共

用無線局のうち、非効率な技術を用いているものにつきまして、電波の有効利用を促すための一つの手段といたしまして、電波利用料を全額徴収であります。既存の免許人の方々が必要とするときに限り運用する者がほかにいるかどうかなどを勘案することとしたわけでございます。

具体的な徴収対象につきましては、使用してい

る技術が非効率かどうか、また、同じ周波数の使

用を希望する者がほかにいるかどうかなどを勘案

して政令で定めることとしております。

この制度の対象となる具体的な無線局の検討に

当たっては、電波に関する需要の動向、使用して

いる無線設備の状況、電波の効率的な利用を図る

上で支障となつてゐる要因などを踏まえる必要が

あると考えております。

○谷脇政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘の点は極めて重要な点でございます。

そこで、総務省におきましては、このダイナミック周

波数共用システムの運用に関する調査、実証の中

で昨年度からさまざまな検討を行つております。

この検討の中で、システムと利用者との間の

アクセス障害が起きないような防止策であつた

り、システムが停止した場合の取扱いなどのル

ル検討を行つてゐるところでございます。

また、電波有効利用促進センターとのサービス

を受ける利用者との間の損害賠償のあり方につ

いても、この利用促進センターを含む当事者間の

契約で担保をしていただく必要があるだらうとい

うことを前提としているところでございます。

二つ目の周波数帯の問題ですけれども、第一利

うふうに思つております。

いすれにいたしましても、令和三年度からこのシステムといふものを稼働したいと考えております。それに先立つ形で明確なルールの整備を進めてまいりたいと考えております。

○本村委員 時間がないので、ちょっと先に進ませていただきます。

技術の基準に不適合な機器の流通の抑止の問題ですけれども、今回、技術不適合機器を流通させますけれども、その義務を怠れば、勧告、公表、命令、罰則と行政指導が行われるということになっております。そうした規制強化をしても、総務省が発見できなければ指導ができないわけでござります。

これから総務省は試買テストなどを通じて発見していくというふうに聞いておりますけれども、実効性を上げるために、総務省の職員体制も強化しなければいけないというふうに思いました。ぜひ増員をしていただきて強化をしていただきたいという点を総務大臣にお願いしたいのと、もう一点、時間がございませんから、プラットフォームへの規制が今回なかつたわけでございます。歐州では新たにプラットフォーマーに対して違法な無線設備の有無をチェックさせる責務を負わせるなどして、プラットフォーマーの規制も行うべきだというふうに思いますが、これでも、この二点、総務大臣に答弁をお願いしたいと思います。

○高市国務大臣 今般の法改正によりまして技術基準に適合しない無線機器に対する規制を強化するに当たっては、無線機器が技術基準に適合しているか否かをより効果的に確認するためには、これまで総務省が販売自粛を求める観點から行っております。

具体的には、この電波法改正をお認めいただいた後でございますが、技術基準に適合しない無線機器について勧告や命令を行つ上で、試買テストの枠組みを用いながら、対象機器と測定項目を拡

充する必要がござります。

ですから、電波法の適切な運用を行うという観点からは、総務省で人員や予算の面における体制強化が必要でございますので、令和三年度要求にます。そこで、総務省の有識者会議で御検討いただきまして、プラットフォーマー規制が入らなかつたということですが、もちろん、製造業者、輸入業者、販売業者に加えて、プラットフォーマーにおいても適切な取組は必要でございます。

昨年、総務省の有識者会議で御検討いただきましたところ、複数のプラットフォーマーから取組を強化する旨の表明がございましたので、まずはは、プラットフォーマーの自主的な取組を促すということが適切だと考えられました。

ただ、今後、総務省としては、製造業者、輸入業者、販売業者に加えて、プラットフォーマーも含めたガイドラインを策定して、各社に求められる取組を明確化するということで主体的な取組を促すこといたします。また、フォローアップもしっかりと行つてまいります。

○本村委員 終わります。ありがとうございます。○大口委員長 次に、足立康史君。

○足立委員

日本維新の会の足立康史でございます。

きょうにも新型コロナに係る緊急事態宣言が発令されるということと承知をしていますが、この

総務委員会でも、新型コロナの対応で、やはり自治体の窓口が大変になると私は思いますよ。きょうも、この委員会が始まると私は思いますよ。きょうの理事の先生方には僭越ながら強く苦言を申し上げました。

今、政府が予定されているような直接給付、三十四万円ですか、これは一千万世帯でしょ、もう少し配るんですか。少ない、もしかしたら百人ぐら

よ。(発言する者あり)報道によると、一千三百万世帯。

一千三百万世帯ということは、それをもらえるんじやないかといつて申請に行く人は、二千万世帯を下らないですよ。もしかしたら三千万世帯かもしれない。日本の半分の世帯が市町村の窓口に行つて、三密にならないですか。そういうこと

を、真面目にやるべきだよ、みんな。もう質問はしません、この話は質問しませんが、きょうの理事会で、自民党、公明党の理事の先生方に苦言を申し上げました。真面目にやつてくださいと。

きょうは電波法ですから、そちらに寄せて関連の質問をしたいと思いますが、ちょっと順番を変えます。

NHKにお越しをいただいています。ちょっと

六番、七番を先にやつて、それから一、二、三、四、五と行きます。

私がこの委員会でも何度も申し上げて、QRコードをつけていただいていることには改めて感謝を申し上げますが、いつまでQRコードでちびちびやつているんですか。L字ですよ、L字。

そして、番組も、サブチャンネルもあるんでしょう。何チャンネル持つてあるんですか、NHKは。少なくとも一つは當時新型コロナの情報を流れしてくださいよ、常時。それから、Eテレがあるんでしょう。Eテレもサブチャンネルがある。

三チャンネルぐらいつくれるんでしょう。そのうち一チャンネルは、日本の中のスーパー先生を一人呼んできて、動画を撮つて、学習指導要領に基づいて学校の授業をやつてくださいよ。

やることはたくさんあるのに、NHKは全くやらない。ちょっと、どう考えておるかお教えください。

○木田参考人 新型コロナウイルスについては、命と暮らしを守る報道の使命を果たすため、テレビ、ラジオ、インターネットとあらゆる伝送路を使い、情報発信を強化しております。

特設ニュースなどを含めて連日詳しくお伝えしているほか、政府の基本方針などは、テレビ画面に文字情報を出すし字放送を行つています。

また、テレビのデータ放送でも関連情報を掲載し、詳細にお伝えしているほか、週末には東京などで外出の自粛が呼びかけられていることを踏まえ、小売店や外食チェーンの営業時間などの生活情報を特設ニュース番組で放送しております。

さらに、インターネットでは特設サイトも開設して、さまざまな情報を掲載しております。今後も、必要に応じて、し字放送を含めた放送やインターネットなど、あらゆる伝送路を使って、きめ細かく、丁寧に情報を発信してまいりたいと考えております。

○足立委員 大臣、公職選挙法の議論も若干したことがあります、この委員会では。私の地元、私が住んでいる、小学校、中学校、高校を出た私の選挙区、大阪府茨木市、五日から市長選挙をやっています。市議補欠選挙をやつています。今週末、十二日が投票日です。

何か、現職の市長さんと私たち大阪維新の会が公認した候補者の一騎打ちになつておりますが、現職の市長さんは、きょうから、もう選挙はしませんと言つて、公務で市役所に閉じこもつちやいました。いや、僕は、それもどうかと思ひますよ。だって、被選挙権、選挙権も大事なんでしょうね。だから、僕はバランスが悪いと思う。

この市長さんは、問題が多いんですよ。例えば、公示前から政治団体の車で、自分の名前と、茨木市が意味もないのにつくつた、どうせ転送するだけのコールセンターをつくつて、コールセンター、私は新型コロナ対策を頑張つています、市のコールセンターをつくつて、電話番号は

この車は政治団体の車なんですよ。僕は、これは感染症の政治利用だと思います。でも、それを配りました。いや、マスクは、維新の会の市

議団が配つてくれと頼んで、頼んで、頼んで、やつと配つてくれた。それから、一億円の予算をつけましたと公営掲示板のポスターに張つてあるんですね。これは市の単費じゃないですよ。国が予備費で全国千七百の市町村に配つたお金を、あたかも自分が予算をつけたかのように公営掲示板に書いてある。こうやって、新型コロナを政治利用する、そういう人たちも出てくるわけです。

実際に、私の地元ではそういう人が出て、市役所にこもって、いや、もう僕は選挙できませんと言つて、それをまた利用して動画アピールをする、これが選挙戦ですよ。おかしくないですか。私は選挙できません、総務省にも選挙できないうち中止をしてくれと言つたということをアピールするのを選挙戦になつて。異常事態ですよ。

もう一つ、今NHKが、何かわかつたような災のときにはあれだけ放送して、なぜ新型コロナでは放送しないか、皆さん、御存じですか。

問題は放送法ですよ。放送法に災害放送の規定があるのを御存じですね。災害があつたらしくかりと国民の皆様に情報を伝えないといけない。これはNHKだけではありません、基幹放送、基幹放送ではないからNHKはやつていません。(発言する者あり)自衛隊は災害派遣、いやいや、自衛隊はよくやつてくださつて、ありがとうございます。そんなんだけれども、放送法に規定する災害に感染症は含まれない。大臣、これはおかしくないです。

○高市國務大臣 公職選挙法と放送と両方についておつしやられました。

先ほどの、感染症を選挙に利用しているんじやないかというような御指摘につきましては、これ個別の事案について、私ども、実質的調査権を持ちませんのでコメントはいたしません。

また、放送法についてですけれども、放送番組は、放送法第三条に基づいて「法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない」とされています。

法律に定める権限に基づく場合として、例えば第百八条に、災害の場合の放送が定められております。この場合でも、具体的な放送の方法、内容などにつきましては、放送事業者の自主自律に委ねられております。

また、新型インフルエンザ等対策特別措置法などに基づく、総合調整、指示といふのは、法律に定める権限に基づく場合には該当いたしません。NHKにおかれましても、放送法の枠組みの中で放送番組を自主自律により編集しておりますので、公共放送としての社会的使命を十分に踏まえて、きめ細やかな情報提供を行つて、国民・視聴者の方々の皆様の負託に的確に応えていただきたいと存じます。

をともにする方々に、追加の御負担なく、一週間程度の見逃し番組を放送と一体のものとして、いつでもどこでも何度でも「らんいただくことで受信料の価値を高めたい」というふうに考えています。

新型コロナ対応の観点から、NHKプラスがローカル情報に対応していないのは大変な問題だと思います。すぐ直せませんか。

拠し続けたいのであれば、法律に言われなくとも、私たちにこうやつて怒られなくても、みずからNHKが、みずから地上波のテレビ局が、国でもが本当に欲しいと思っている情報をちゃんと送らないと。今ですよ、きょうからやってください。それをやらなければ、きょう申し上げたような上波不要論になりますよ。

私は、もう全く異存ありません。私は逆に、こういう情報通信社会が、著しくスピードが進展している中で、こういった法律でわざわざ規定するような話なのかなと、正直。もっと政令とか省令で迅速に対応するような仕組み、こういうのを考えなくておかないと、私たちの、日本の対応が世界の中でおくれてしまうのではないかというふうに危惧で

一方、NHKオンデマンドは、放送と一体のものとして提供する範囲を超える番組、それを、協会の豊富な映像資産であるアーカイブスを享受していくいただくサービスとして位置づけております。配信に当たりましては、番組で使用した著作物の

改正放送法で努力義務となつてゐる地方向け放送には、各地の放送局の設備整備や運用体制の確保が必要であり、NHKプラスの開始時点では、地域放送については南関東エリヤ向けの放送を提供することとしました。

それをやらなければ、きょう申し上げたようなは  
上波不要論になりますよ。

そして、NHKについては、私が今年度のN  
HK予算に反対する際に申し上げたように、今  
まNHKが、公共放送、公共NHKと民間NHK  
に分割して、民間はもう民間で競争してもらう  
公共は压缩して、そして税に近い形でやる。

ておかないとい、私たちの、日本の対応が世界の中でおくれてしまうのではないかというふうに危惧しているのです。

もつと大胆にスピードアップできるような法的な仕組み、こういうのを考えたらどうかと思うんですけれども、いかがでしようか。

○谷脇政子　お答え申し上げます。

じて有料で提供するサービスとしている次第です。

用業務に充てられる費用との見合いの中で立て、順次拡充していくふうに考えておりま

私は、言つてゐるんですよ。N H K の月のねおは、千何百円、二千何百円ぢやなくて、百円でありますよ。五百円でもつと寸加面直の高ハナリ

今般御審議をお願いしておりますこのダイナミック周波数共用システムの運用業務でございますけれども、専門的な印鑑登録を有する電波有効

払っている国民のものじゃないんですか。その受信料を払っている人たちが、もちろん補完的サービスだからNHKプラスは無料で見れる、当たり前ですね。当たり前だ。ところが、NHKオンデマンドはまた追加の料金を払わなければ見れなって、おかしくないですか。いや、僕はおかしいと思うな。

○足立委員 急に言つてもできないと思いますが、ナンセンスですよ。何で関西の人たちが、全國の人たちが、小池知事の顔ばかり見ないといけないんですか。おかしいと思うよ。

今から言つても仕方ないが、ふだんから、平時からしつかりやるべきことをやつていかないからこういうことになるんだと私は思いますね。

スを提供する事業者があらわれているこのグローバルな放送と通信の大融合時代に、日本の放送事業だけが、NHKだけがのんべんだりとぬるま湯につかっていることについて強く異議を申し立てた。野党の皆さん、公明党の皆さん、また野党の皆さんもそうだけれども、新型コロナ、ちゃんとやりましょう。総務委員会でできること

利用促進センターを活用して行うこととしたわけです。  
従来から、この電波有効利用促進センターの業務、既存の業務はございますけれども、これまでの規定では読み込めないということから、新たに業務を追加的に規定をするということでござります。

それで、いや、NHKの資産だからそれでお金も受けます。いや、手数料がかかるって、それは手数料がかかるのは、そのために受信料をもらっているんでしょう。おかしいと思うな。おかしいと思いませんか、自民党の皆さん。ほつたらかし、自民党は。

電波法ということで、法案審議でありますので、電波に寄せて議論をしてきました。ただ、繰り返しになりますが、これまでの既得権、古い制度に安住をしている。総務省も、まあ、総務省の官僚の皆さんには頑張っていますが、特に高市大臣は、

ことは、放送法の災害規定に感染症を含める  
と。  
それから、改めて最後に申し上げますが、三  
万円の現金給付、自治体が窓口になります。全  
自治体が窓口でしょう。三千万世帯が三十万円の  
給付を求めて窓口に殺到する。あり得ないとい  
う。

ただ、今委員御指摘のとおり、電波を取り巻く環境は大きく変化しているということでございまして、柔軟かつ弾力的な制度の見直しという点についても継続的に取り組んでまいりたいと考えております。

最後にもう一つ、NHKプラスについて大変私は不満なのは、私は今、NHKプラスを見ていますよ。だって、動いていて、居間に座つていらるわけがありません、僕たちが。だから一々、僕は選挙中ですしね、今は。一日じゅう、朝から晩まで、東京と大阪は余り往復しちゃいけないんだけれども、走り回っていますよ。ずっとNHKを見て、います。

ところが、要はローカル番組の時間になつたら、大阪にいても関東の情報しか見れないんですね。何考えているんだかね。

もう総理大臣、次の、ポスト安倍はもう高市さんにお願いしたいぐらいですが、しようもないことを言わぬ方がいいと思いますが。とにかく、NHK始めテレビ局は安住し過ぎ。放送法に感染症の規定がないからといって、のんべんだらりとやっていたらだめです。

私は、この電波の世界は、これからまさにイノベーションの源泉です。昔からの既得権といふことで地上波の一等地を占拠し続ける、もちろんアーノログ放送からデジタル放送で圧縮はされましたよ、それでもその一等地を占拠し続ける。もし占

○大口委員長 次に、井上一徳君。

○井上（一）委員 井上一徳です。

○本日は電波法の改正案の審議ということですで、まず冒頭に一問、電波法改正案について質問を終わります。

ありがとうございました。

それでは次に、きょうもいろいろ議論になります。したけれども、本日閣議決定されると言われて、る緊急経済対策、これについて質問したいと思います。

乱して、新たなクラスターになるのではないかと  
いうふうに私も危惧しております。

それで、この現金給付をめぐり、報道では、自  
公両党の会合でも異論が相次いだということで  
ありました。自民党内の不満ということで、なぜ一  
律ではないのか、もらえる人ともらえない人で國  
民が分断される、もうそのとおりだと思います。  
世帯によって家族の人数は違う、不公平が出  
る、線引きが複雑で市町村の事務手続が煩雑にな  
る、もう全て指摘のとおりだと思います。

私は、これは本当に、一回撤回して、新たな案  
を考える必要があるんだと思ってます。  
まず、今政府が考えているこの措置の内容及び  
対象者について御説明ください。

○黒田政府参考人 お答え申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の流行が収束するま  
での間、雇用、事業、生活を何としても守り抜く  
ことがまず最優先です。こうした認識のもと、これか  
ら取りまとめます。緊急経済対策において、感染症  
の影響を受け収入が減少し、事態収束も見通せず  
に日々の生活に困窮している方々に対し、迅速  
に、手厚い、思い切った支援の手を差し伸べる観  
点から、休業等により一定の水準まで収入が減少  
した世帯に、迅速に三十万円の給付を行う方向で  
調整しております。

今回は、スピード感が大事であり、自己申告に  
基づいて給付する案を検討しております。困って  
いる方々にできるだけ迅速にお届けできるような  
制度としていたいと考えております。

○井上(一)委員 滉みません、対象者の数は、報  
道によれば、政府側は与党に対して、千三百万世  
帯を対象に三・九兆円の予算を組むと説明したと  
あるんですねけれども、この対象者の数は今どのぐ  
らいだと見積もつておられますでしょうか。

○黒田政府参考人 現在、これから、経済対策取  
りまとめの最終調整中でございます。

○井上(一)委員 余りこれだけやっていてもあれ  
なんですかね、政府は千三百万世帯を対象に  
と与党に説明したということですから、さつき足

立委員が言っていたように、これは何千万人の人  
が市役所に駆け込むということで、本当に、大混  
乱するのはもう目に見えているわけです。

私は、やはりこれは、リーマン・ショックの後  
にとられた定額給付金、これを参考に、原則全国  
民に十万円の支給を速やかにするということが必  
要だと思っていますけれども、リーマン・ショッ  
クの後にとられた定額給付金、このときの措置の  
手続、これについて説明していただきたいと思いま  
す。

○前田政府参考人 お答え申し上げます。

定額給付金は、リーマン・ショックに伴います  
景気後退下での住民の不安に対処するため、住民  
への生活支援を行うとともに、あわせて、住民に  
広く給付することによりまして、地域の経済対策  
に資することを目的として実施されました。

給付額は、全ての世帯を対象に、世帯を構成す  
る方一人につき一万二千円を基本といたしまし  
て、基準日、具体的には平成二十一年の二月一日  
でございますが、この基準日におきまして十八歳  
以下又は六十五歳以上の方につきましては、一人  
につき二万円とされたところでございます。

こうしたことから、給付申請の手続につきまし  
ては、市町村から各世帯に対しまして申請書類を  
郵送し、各世帯からは本人確認書類や通帳等の写  
しを添付の上、申請書を郵送又は窓口に提出する  
ものとされたところでございます。

また、給付の方法につきましては、原則として  
口座振り込みといたしまして、振り込みによる給  
付が困難である場合には、現金交付によるという  
ことにされたところでございます。

○井上(一)委員 やはり非常にわかりやすい手続  
だつたと思うんですけれども、今回のこの現金給  
付措置、現時点で、今検討中だとは思いますが  
ども、どういうような手続を考えでおられるか、  
御説明ください。

○前田政府参考人 お答え申し上げます。

今般の給付金におきましては、新型コロナウイ  
ルス感染症の影響を受け収入が減少し、生活に

困つておられる世帯に対しまして迅速に給付する  
等をしております。収入状況を証する書類  
とを検討しているところでございます。

申請書の受け付けに当たりましては、申請され  
る方や市町村の事務負担及び感染拡大防止に留意  
し、申請手続を極力簡便なものといたしまして、  
御自宅からの郵送やオンライン申請など、窓口申  
請以外の方法が基本となるよう検討を進めてまい  
ります。

また、窓口で申請を受け付けの場合にあります  
ても、受付窓口の分散など感染拡大防止の徹底も  
図りたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、具体的な実施方法につ  
きましては、給付主体となります市町村の意見を  
十分に伺いながら、早急に検討を進めてまいりた  
いと考えております。

また、窓口で申請を受け付けの場合にあります  
方としては、送られてきたやつはチェックせざる  
を得ないし、それをやはり確認しないといけな  
い。それは相当な時間がかかると思うんですね。

私は、こういう煩雑な手續にならざるを得ないと  
思いますので、絶対に見直すべきだと思っていま  
す。私は、スピード感、それとわかりやすさ、こ  
れでやるために、やはりリーマン・ショックの  
後のような定額給付金、これを参考に、迅速に実  
施すべきだと思っております。

私は、まずは十万円、全住民を対象に十万円を  
給付する。一千万円以上、十分な所得がある、こ  
れは後で、確定した後、返済を求める。そういう  
ことで、まずは十万円を速やかに全住民に支給す  
る。そしてその後、自己申告制で、本当に生活に  
困っている人は、自分がこんなに困っているんだ  
と、そういうことを申告して、あとは毎月十万円支給す  
る。それぐらいの制度にすべきだというふうに私  
は思っています。

これは、皆さんわかっているとおり、混乱する  
のはもう目に見えているわけです。自民党的な方  
の言わわれているわけです、これは自治体が大混

乱すると。そういう制度に突き進むというのは、  
私は国民に対する背信行為だと思います。  
足立先生も言われていましたように、理事会で  
も議論になりました。これは総務委員会として、  
総務省、それから全国の自治体も困るのは目に見  
えているのですから、総務委員会として、これは  
無理だという意思表明をすべきだと思います。  
ぜひ、委員長、お取り計らいをお願いしたいと  
思います。

○大口委員長 理事会で協議をいたします。

○井上(一)委員 じゃ、続きまして、新型コロナ  
ウイルスの中小・小規模事業者に対する給付で  
す。

これについては、これも報道ですけれども、中  
小企業には最大二百万円、個人事業主には最大百  
万円を給付するという報道が出ております。これ  
について、今、具体的にどのような検討がされて  
いるか、御説明ください。

○渡邊政府参考人 お答えいたします。

昨日の対策本部におきまして、総理より、極め  
て厳しい状況にある中堅・中小企業につきまして  
は二百万円を上限に、個人事業者につきましては  
一百万円を上限に、過去に例のない現金給付を行  
うとの趣旨の発言があつたところでございます。

具体的な給付方法を含め、制度の詳細について  
は検討中でございますけれども、必要な事業者に  
対して迅速かつ確実に給付が行き渡るよう、制度  
設計を進めてまいりたいと考えてございます。

○井上(一)委員 この申請をする際に、窓口、そ  
れからどのような申請手續が必要になつてくる  
か、これについても御説明いただきたいと思いま  
す。

○渡邊政府参考人 繰り返しになりますが、具體  
的な給付の方法を含めた制度の詳細につきまして  
は、現在、鋭意検討中でございます。

いずれにいたしましても、必要な事業者に対し  
て迅速かつ確実に給付が行き渡るよう、制度設計  
を進めてまいります。

○井上(一)委員 もし、この申請窓口が、これに



に関し、適切に指導監督を行うこと。また、

一次業務の無線局が過度な負担・不利益をこうむることがないよう十分配慮すること。

三 周波数の経済的価値を踏まえた割当制度の運用に当たっては、経済的価値を過度に重視

した割当てとならないよう配慮すること。

四 特定基地局開設料の用途については、電波の公平かつ能率的な利用を確保する電波法の趣旨に鑑み、最大限効率的に活用されるよう適正化を図るとともに、その実施状況について公表するなどの透明化を図ること。

五 技術基準不適合機器の流通を抑止するため、プラットフォーマーに対する規制も含め、実効性のある対策を引き続き検討すること。また、当該機器の流通の抑止を実効性のあるものとするため、総務省職員の増員など必要な技能を有する人員の確保に努めるこ

と。〔異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○大口委員長 お諮りいたします。  
ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。  
そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○大口委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時八分散会

六 衛星基幹放送の受信環境整備支援事業については、令和四年三月末までに確実に完了するよう、必要な措置を講ずること。

七 公共用周波数の割当・用途の開示を進めるとともに、公共用無線の高度化を促すための財政措置等を講ずること。

八 地上波放送の電波の有効利用の在り方について国民・視聴者などの意見を十分に踏まえて検討し、その結果を踏まえ、所要の措置を講ずること。

以上であります。  
何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○大口委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。  
採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕

○大口委員長 起立総員。よって、本動議のとり附帯決議を付すことに決しました。  
この際、総務大臣から発言を求められておりま

すので、これを許します。高市総務大臣。

○高市國務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。





令和二年五月二十一日印刷

令和二年五月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C